

河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河南町の建設工事等における入札参加停止等措置に係る苦情処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる措置)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

(1) 河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「要綱」という。）の規定による入札参加停止（期間の変更を含む。以下「入札参加停止」という。）

(2) 要綱第10条の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第3条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が、河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第31号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(入札参加停止理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第4条 町長は、要綱第7条第1項の規定による通知において、入札参加停止の理由を明らかにするものとする。

2 町長は、入札参加停止又は警告等を行う場合には、当該入札参加停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第5条 入札参加停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（様式第1号。以下「苦情申立書」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
 - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内
- (苦情申立てに対する回答)

第6条 町長は、苦情申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式第2号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- (苦情申立ての却下)

第7条 町長は、第5条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

- 2 苦情申立ての却下は、申立者に対して書面（様式第3号。以下「却下通知書」という。）により通知する。

(再苦情申立てについての教示)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による回答又は第7条第1項の規定による却下をする場合には、回答書又は却下通知書に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第9条 町長は、第6条第1項の規定による回答をしたときは、苦情申立書及び回答書（以下「苦情申立書等」という。）を閲覧の方法により、速やかに公表するものとする。

- 2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情申立て)

第10条 第6条第1項の規定による回答又は第7条第1項の規定による却下に不服がある者は、書面（様式第4号。以下「再苦情申立書」という。）により、町長に対して再苦情申立てをすることができるものとする。

- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 指名停止 当該入札参加停止の期間内（第6条第1項の規定による回答の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

(2) 警告等 第6条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内
(入札監視委員会に対する審議依頼)

第11条 町長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに河南町入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第12条 町長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の議を経て、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（様式第5号。以下「審議結果通知書」という。）により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情申立てが認められなかつた場合にあつては、その旨及び理由
- (2) 再苦情申立てが認められた場合にあつては、その旨及びこれに伴い町長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第13条 町長は、第10条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

2 再苦情申立ての却下は、申立者に対して却下通知書により通知する。

(再苦情処理結果の公表)

第14条 町長は、第12条第1項の回答をしたときは、再苦情申立書及び審議結果通知書（以下「再苦情申立書等」という。）を閲覧の方法により、速やかに公表するものとする。

2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行つた日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札参加停止の効力)

第15条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札参加停止の効力を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、施行の日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

河南町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

1	苦情の申立ての対象となる措置	年 月 日 付け	第 号
2	申立ての内容		
3	2の主張の根拠となる事項		

様式第2号（第6条関係）

回 答 書

第 号
年 月 日

様

河南町長

年 月 日付けであった苦情の申立てについて、次のとおり回答します。

1	苦情の申立ての対象となる措置	年 月 日付け	第 号
2	申立事項に対する説明		

※ 教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服のある方は、当該入札参加停止期間内に、再苦情申立て書（河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手続要領様式第4号）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合には河南町入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、苦情の申立てがあつた日から概ね60日以内に委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（河南町の休日を定める条例に定める休日を含まない。）以内に、再苦情申立て者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかつたときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにします。

また、回答を行つたときには、再苦情申立て者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立て者に対して回答を行つた書面を閲覧による方法等により、回答を行つた日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立て期間の徒過その他客觀的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。なお、再苦情の申立ては、原則として、入札参加停止の効力を妨げるものではありません。

【再苦情申立て書提出先】

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

河南町総務部契約検査室

0721-93-2500

様式第3号（第7条・第13条関係）

苦情（再苦情）申立て却下通知書

第 号
年 月 日

様

河南町長

年 月 日付け苦情（再苦情）申立てについて、次のとおり却下しましたので通知します。

1	苦情の申立ての対象となる措置	年 月 日付け	第 号
2	申立てを却下した理由		

※ 教示（再苦情申立てについて）

この通知書による説明に不服のある方は、当該入札参加停止期間内に、再苦情申立て書（河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手続要領様式第4号）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合には河南町入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、苦情の申立てがあつた日から概ね60日以内に委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（河南町の休日を定める条例に定める休日を含まない。）以内に、再苦情申立て者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかつたときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにします。

また、回答を行つたときには、再苦情申立て者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立て者に対して回答を行つた書面を閲覧による方法等により、回答を行つた日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立て期間の徒過その他客觀的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。なお、再苦情の申立ては、原則として、入札参加停止の効力を妨げるものではありません。

【再苦情申立て書提出先】

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

河南町総務部契約検査室

0721-93-2500

様式第4号（第10条関係）

再苦情申立書

年 月 日

河南町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号

1	再苦情申立ての対象となる措置	年 月 日 付け	第 号
2	申立ての内容		
3	2の主張の根拠となる事項		

様式第5号（第12条関係）

審議結果通知書

第 号

年 月 日

様

河南町長

年 月 日付け再苦情の申立てについて、次のとおり審議結果を通知します。

1	再苦情の申立ての対象となる措置	年 月 日付け	第 号
2	再苦情の申立ての審議結果		
3	再苦情の申立てが認められなかった理由又は再苦情の申立てを認めたことに伴い講じようとする措置の概要		